

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 5 日

千葉地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 2 5 号

対象土地 船橋市三山三丁目 1 7 9 番 1
船橋市三山三丁目 1 7 9 番 9

手続番号 令和 8 年第 2 6 号

対象土地 船橋市三山三丁目 1 7 9 番 1
船橋市三山七丁目 1 8 0 番 6

2 関係人の氏名又は名称

清水寅松

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定手続に係る実地調査の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。